

令和5年8月31日招集

第5回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

令和5年度 第5回佐渡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月31日(金) 午後1時30分から午後3時00分まで
2. 開催場所 金井コミュニティセンター ホール
3. 出席委員 : (24名)
 1. 藪田 亨
 2. 渡邊 秀一
 3. 森田 聡
 4. 民部 猛
 5. 仲川 庸一
 6. 細野 真二
 7. 山田 隆生
 8. 本間 隆
 9. 土屋 七司
 10. 忠野 佳純
 11. 中川 義弘
 12. 古屋野 勝
 13. 北見 尚志
 14. 佐々木 雅文
 15. 池 克博
 16. 西村 幸子
 17. 本間 一寿
 18. 金切 秀明
 19. 大野 雄一郎
 20. 西野 春彦
 21. 渡邊 実
 22. 久保 守
 23. 佐々木 隆正
 24. 金田 勝廣
4. 欠席委員 : (なし)
5. 傍聴者 : (なし)
6. 議事日程
 - (1) あいさつ
 - (2) 議事
 - 1) 議案第1号～議案第7号(農地部会所掌案件、協議報告事項含む)
 - 2) 議案第8号 農地移動適正化あっせん基準の変更について
 - (3) 協議・報告事項
 - 1) 佐渡市農業委員会組織・体制、担当地域一覧及び推進委員担当地域一覧の配布について
 - 2) 広報・研修委員会の報告について
 - ①農業委員会だより(No.37)の発行について
 - ②令和5年度農業委員会視察研修の実施について
 - 3) 農政振興部会の報告について
 - ①令和5年度農業者等と農業委員会の意見交換会の開催について
 - ②遊休農地に係る利用意向調査の実施について
 - ③賃借料情報及び農作業参考賃金について
 - ④新規就農者訪問等について
 - (4) 地域計画策定に係る農業経営意向調査の実施について
 - (5) 令和5年度巡回農事相談事業の実施について
 - (6) 令和5年度第2回農地パトロールの実施について
 - (7) J A推薦委員からの連絡事項等について
 - (8) 会務報告・会務予定について

(9) その他

7. 農業委員会事務局出席職員

局長 計良 朋尚 次長 木下 和重 係長 野虻 雅博 係長 伊藤 雅之
主任 池 剛宏

8. 会議の概要

局長	それでは、定刻でございますので、ただ今から、令和5年度第5回農業委員会総会を開会いたします。また、本日は、総会終了後に農地利用最適化推進会議の開催を予定していることから、推進委員の皆さまにもご出席をいただいておりますので、よろしく申し上げます。それでは、はじめに、金田会長よりご挨拶を申し上げます。
金田 会長	(会長挨拶)
局長	ただ今の出席委員は、委員定数24名中24名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。 なお、推進委員につきましては、定数37名中29名の出席となっています。 今回も、新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスクの着用や、定期的な換気の実施等につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。 それでは、金田会長より、議事の進行をよろしく願いいたします。
議長	それでは、第5回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名」についてお諮りいたします。議事録署名委員は議長一任で異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	「異議なし」の声がございますので、3番森田委員、4番民部委員を指名いたします。それでは、日程第2「議事」に入らせていただきます。はじめに「農地部会所掌案件」について審議を行います。8月21日に開催された農地部会審議概要について、14番佐々木雅文農地部会長より報告をお願いします。
14 佐々木雅文	8月分の農地部会を21日に開催し、部会案件を予備審査いたしました。その結果、事務局より提出された全議案を許可相当とし、総会に上程することといたしました。また現地確認については各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員に調査依頼いたしました。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、はじめに、「農地法の適用を受けない事実確認願」7件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書2頁から4頁、議案第1号農地法の適用を受けない事実確認願です。今月7件。田16筆12,615㎡、畑4筆8,883㎡、合計21,498㎡。案件番号1番から案件番号7番まで所有者、申請人、申請地番・面積、利用状況、判定地目は、議案書

	に記載のとおりです。以上、7案件については、非農地の基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、案件1番について現地調査を行った1番藪田委員から報告をお願いします。
1 藪田 亨	案件1番について、7月19日に前農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認したと申し送りを受けておりますので私が報告します。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	次に、案件2番について現地調査を行った7番山田委員から報告をいたします。
7 山田 隆生	案件2番について、6月23日に前農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認したと申し送りを受けておりますので私が報告します。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	続いて、案件3番について現地調査を行った13番北見委員から報告をいたします。
1 3 北見 尚志	案件3番について、8月25日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	続いて案件4番について現地調査を行った16番西村委員から報告をお願いします。
1 6 西村 幸子	案件4番について、6月29日に前農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認したと申し送りを受けておりますので私が報告します。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	続いて、案件5番について現地調査を行った私から報告をお願いします。案件5番について、7月26日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。 続いて、案件6番について現地調査を行った9番土屋委員から報告をお願いします。
9 土屋 七司	案件6番について、6月26日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	続いて、案件7番について現地調査を行った8番本間隆委員から報告をお願いします。
8 本間 隆	案件7番について、5月30日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。

議 長	<p>(意見、質問なし)</p> <p>ご質問等がないようですので、案件1番から7番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件を承認し、証明書を発行することに異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願」7件を承認し、証明書を発行することに決定いたします。次に、「農地転用事業計画変更承認申請」2件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書5頁、議案第2号事業計画変更承認申請です。農地法第4条・第5条による転用許可を受けた後、当初の目的を達成することが困難となりその事業計画を変更したい場合計画変更申請の承認が必要となります。</p> <p>案件番号1番、2番。当初計画者は八幡の会社で申請地は両津地区秋津の田2筆574㎡、場所は長江入り口バス停から北西に80mに位置した10ha以上の農地の広がりがある第1種農地です。変更内容が平成4年2月29日に佐農地第5012号により、駐車場敷地を目的に農地法第5条の許可を受けたものですが、形状も悪く効率的でなく、また、事業計画の見直しにより事業計画が達成されなかったものです。このたび、案件番号1番の西側は長江地区の圃場整備に申請地が取り込まれるため、継承者である長江の方が購入し、圃場整備される予定です。この後、確実に整備し、利用されるためやむを得ないものと考えます。この案件1番承認後、農地法第3条許可が必要です。</p> <p>案件番号2番の北側は継承者である両津夷の方が事業を継承し、隣接宅地を購入し、申請地も駐車場として一体利用するということとなりました。農地法第5条申請の案件番号1の関連議案です。資金も十分にあり、また、隣接宅地も購入していることから確実に転用されると思われるためやむを得ないものと考えます。このあと農地法第5条申請の許可が必要となります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、案件1番と2番について現地確認を行った7番山田委員から報告をお願いします。</p>
7山田 隆生	<p>案件番号1番と2番について、8月23日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。確実に変更目的どおりとされるためやむを得ないものと考えます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問等がないようですので、案件1番から2番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、承認することに異議ございませんか。</p>

一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請」2件を承認することに決定いたします。次に、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」案件6件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案書7頁から8頁、議案第3号農地法第3条許可申請です。今月6件、田14筆17,583㎡、畑5筆6,961㎡、合計19筆24,544㎡。</p> <p>案件番号1番、新潟市の方から住吉の方へ原黒及び住吉の田8筆計8,418㎡売買になります。8月28日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号2番、八幡の会社から長江の方へ秋津の田1筆343㎡売買になります。8月23日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号3番、沢根五十里の方から沢根五十里の方へ沢根五十里の畑1筆1,370㎡贈与になります。8月24日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号4番、新潟市の方から両津湊の方へ羽茂村山の田5筆8,822㎡、畑2筆3,961㎡計12,783㎡売買になります。6月21日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号5番、埼玉県さいたま市の方から下川茂の方へ下川茂の畑1筆492㎡売買になります。8月22日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号6番、埼玉県さいたま市の方から長石の方へ下川茂の畑1筆1,138㎡売買になります。8月22日に現地確認を行いました。案件すべて許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	それでは、案件1番について現地調査を行った1番藪田委員から報告をお願いします。
1 藪田 亨	案件1番について、8月28日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしくお願いたします。
議 長	次に、案件2番について現地調査を行った7番山田委員から報告をお願いします。
7 山田 隆生	案件2番について、8月23日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしくお願いたします。
議 長	続いて、案件3番について現地調査を行った9番土屋七司委員から報告をお願いします。
9 土屋 七司	案件3番について、8月24日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしくお願いたします。
議 長	続いて、案件4番について現地調査を行った8番本間隆委員から報告をお願いします。

8 本間 隆	<p>ます。</p> <p>案件 4 番について、6 月 21 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>最後に、案件 5 番、6 番について現地調査を行った 15 番池委員から報告をお願いします。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
1 5 池 克博	<p>案件 5 番、6 番について、8 月 22 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問等がないようですので、案件 1 番から 6 番の案件につきまして、一括して採決に入ります。これらの案件につきまして、許可することに異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」6 件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に、「農地法第 4 条の規定による許可申請」2 件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案書 9 頁をご覧ください。農地法第 4 条申請、今月の申請は 2 件で面積合計 784 m²です。</p> <p>案件番号 1 番、羽茂本郷の方からの申請です。申請地は羽茂本郷の畑 306 m²、変更目的は農家住宅の増築です。申請理由が、高齢者のバリアフリー住宅を現在の宅地の隣接した申請地に増築したいものです。申請地の場所は県道羽茂港村山線木戸のバス停から東に 150m に位置しています。申請地周辺は、申請地周辺は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団（農地の広がり 0.3ha です。）の農地で第 2 種農地に該当します。実現性において問題なく、汚水は浄化槽を設置して排出するため周辺の農地への影響もなく許可基準を満たしております。農振除外を経ての追認転用です。</p> <p>続きまして案件番号 2 番、上新穂の方からの申請です。申請地は上新穂の田 1 筆 478 m²、変更目的はお寺用の駐車場 19 台分の設置です。申請理由が、既設の駐車場が少なく足りないため設置したいものです。申請地の場所は県道、両津真野赤泊線日吉神社交差点信号から北に約 250m に位置しています。申請地周辺は、申請地周辺は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団（農地の広がり 1.5ha です。）の農地で第 2 種農地に該当します代替性の検討もされており立地基準も問題ありません。また、一般基準の転用実現性においても自己資金で賄えるた</p>

	<p>め問題なく、汚水も排出しないため周辺農地への影響もないと思われ許可基準を満たしております。いずれも中山間地域等の中にある2種農地。立地・一般許可基準を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件1番について現地調査を行った8番本間隆委員から報告をお願いします。</p>
8本間 隆	<p>案件1番について、8月24日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。許可基準を満たしております。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>次に、案件2番について現地調査を行った3番森田聡委員から報告をお願いします。</p>
3森田 聡	<p>案件2番について、8月25日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。許可基準を満たしております。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、案件1番から2番の案件につきまして、一括して採決を行います。今回は、県農業会議への諮問の必要がない案件です。これらの案件につきまして、許可することに異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請」2件を許可することに決定いたします。次に、「農地法第5条の規定による許可申請」6件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案書12頁をご覧ください。権利の移動を伴う農地転用となります。議案第5号、農地法第5条申請、6件合計9筆4,980㎡です。</p> <p>案件番号1番です。譲受人が両津夷の方、譲渡人は八幡の方で申請地は秋津の田231㎡、所有権の移転売買、申請目的が駐車場の設置です。申請理由は、隣接地の宅地を購入し申請地を駐車場7台分として一体利用したいものです。申請地は両津地区の長江入りロバス停から北西に80mに位置した10ha以上の農地の広がりがある第1種農地に該当します。原則許可できませんが、例外的に許可ができる中に、隣接する土地と一体として同一の事業目的に供する場合で第1種農地の割合が3分の1を超えないものに該当するので問題ありません。非農地1246㎡と隣接申請農地231㎡の合計1,447㎡となり、1,447㎡の3分の1は492㎡。申請面積の231㎡は問題ないといえます。また一般基準の転用実現性においても自己資金で賄え、汚水は排出されないため問題なく、許可基準を満たしております。</p> <p>案件番号2番です。譲受人が八幡の会社、譲渡人も八幡の会社で申請地は八幡の畑777㎡、所有権の移転売買、申請目的が資材置場の設置、申請理由は、今後公共工事で発生土が出るが既設の資材置場では足りないため、会社からも近く便利な場</p>

所を購入し申請地を土砂置場として利用したいものです。申請地の場所は国道 350 号線沿いの八幡温泉前バス停から南西に約 250m に位置しています。申請地周辺は、申請地周辺は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団（農地の広がり 6.6ha です。）の農地で第 2 種農地に該当します。代替性の検討もされており立地基準も問題ありません。また、一般基準の転用実現性においても自己資金で賄えるため問題なく、資材置場のため汚水は排出しないので周辺農地への影響もないと思われ許可基準を満たしております。

続きまして、案件番号 3 番です。譲受人が伊勢崎市の方、譲渡人新潟市の方で申請地は八幡新町の畑 2 筆 2398 m² の内 797 m²、所有権の移転売買、申請目的が進入路、駐車場の設置です。申請理由は、隣接地の宅地を購入しエステサロンを開業予定であり申請地を進入路と駐車場 8 台分として一体利用したいものです。申請地は佐和田地区の国道 350 号線、八幡新町交差点信号から南東に約 120m に位置した 10ha 以上の農地の広がりがある第 1 種農地に該当します。原則許可できませんが、例外的に許可ができる中に、集落に接続し住宅その他申請に係る土地の周辺地域に居住するものの日常生活上業務上必要なものに該当とするためには問題ないといえます。また一般基準の転用実現性においても自己資金で賄え、汚水は排出されないため問題なく、許可基準を満たしております。

続きまして、案件番号 4 番です。譲受人が長石の方、譲渡人も長石の方で申請地は吉岡の畑 762 m²、所有権の移転売買、申請目的が農家住宅の新築です。申請理由は、アパート暮らしのため将来を考え持ち家を新築したいものです。申請地は真野吉岡地区のスポーツハウスの駐車場の道向かいにあり、市街地に隣接した市街化が見込まれる地域であり第 2 種農地に該当します。周辺農地の広がり 8.2ha です。代替性の検討もされており問題ありません。また、一般基準の転用実現性においても親からの資金と借入金で賄え、汚水は公共下水道へ排出されるため問題なく、許可基準を満たしております。

続きまして、案件番号 5 番です。譲受人が直売センター、譲渡人が田切須の方で申請地は田切須の田 1835 m² の内 1203 m²、賃借権の設定で申請目的が直売所の駐車場 20 台分の設置です。申請理由が、平成 30 年に農地法第 5 条の許可を取っておりますが、現在の施設の駐車場が手狭になり、隣接の申請地に増設したいものです。場所は国道 350 号線と田切須のバス停から 100m 北に位置しており、集団的に存在する一団の農地の隅にあり、農業用施設の機能の維持・拡充を図るため、当該農地に農畜産物販売施設の駐車場を増設するものです。転用実現性も問題なく汚水は排出しないため周辺農地への影響も考えられません。許可基準を満たしております。

案件番号 6 番です。譲受人が吉岡の会社、譲渡人は羽茂大崎の方外です。申請地は羽茂大崎の田 2 筆合計 1210 m²、賃借権の設定です。許可日から令和 6 年 1 月 12 日までの一時転用となります。申請目的が資材置場の設置、申請理由は、受注済みの公共工事のための資材置場で、現場からも会近く便利な場所であるため借り受け一時的に資材置場として利用したいものです。申請地の場所は県道佐渡縦貫線沿いの羽茂地区佐久間バス停から北に約 20m に位置しています。申請地周辺は、申請地周辺は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団（農地の広がり 6.6ha です。）の農地で第 2 種農地に該当します。代替性の検討もされており立地基準も問題ありません。また、一般基準の転用実現性においても自己資金で賄えるため問題なく、資材置場のため汚水は排出しないので周辺農地への影響もないと思われ許可基準を満たしております。説明は以上です。

議 長	それでは、案件1番について現地調査を行った7番山田隆生委員から報告をお願いします。
7山田 隆生	案件1番について、8月23日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	次に、案件2番、3番について現地調査を行った9番土屋七司委員から報告をお願いします。
9土屋 七司	案件2番、3番について、8月24日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	続いて、案件4番について現地調査を行った23番佐々木会長職務代理者から報告をお願いします。
23佐々木隆正	案件4番について、8月25日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	続いて、案件5番について現地調査を行った14番佐々木農地部会長から報告をお願いします。
14佐々木雅文	案件5番について、8月26日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	続いて、案件6番について現地調査を行った19番大野雄一郎委員から報告をお願いします。
19大野雄一郎	案件6番について、8月24日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件1番から6番の案件につきまして、一括して採決を行います。今回は、県農業会議への諮問の必要がない案件です。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請」6件を許可することに決定いたします。次に、「議案第6号 農用地利用集積計画(売買)の決定」5件を上程します。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>農用地利用集積計画（売買）について説明いたします。議案書は、19 頁から 21 頁です。</p> <p>案件番号 1 番から案件番号 5 番の土地の所在、地目、面積、譲受人及び譲渡人、売買価格については議案書に記載のとおりです。所有権移転に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、農用地利用集積計画（売買）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、案件 1 番から 5 番の案件につきまして、一括して採決に入ります。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第 6 号 農用地利用集積計画（売買）の決定」5 件について原案のとおり決定することにいたします。次に、「農用地利用集積計画（貸借）の決定」18 件を上程します。事務局から説明をお願いします</p>
事務局	<p>議案書は、別冊の「議案第 7 号 農用地利用集積計画」です。</p> <p>案件番号 1 番から 18 番まで土地の所在、地目、面積、借り手及び貸し手、賃借料等は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>案件 1 番から 4 番は相対、それ以外の 14 件は、農地中間管理事業による利用権設定です。利用権設定に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、案件番号 1 番から 18 番につきまして、一括して採決に入ります。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第 7 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定」18 件について原案のとおり決定することにいたします。それでは、農地部会所掌案件における協議・報告事項に移ります。はじめに、「農地の転用事実に関する照会」1 件について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、議案書 22 頁をご覧ください。法務局照会 1 件ございます。申請者が長石の方で、土地の表示は竹田の田 1104 m²です。現況は非農地、原野でした。転用許可は不要な案件となります。確認委員、確認日は議案書記載のとおりです法務局佐渡支局に回答させていただきました。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>意見がないようですので次に、「農地法施行規則第 29 条の届出」1 件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書 23 頁です。農業用施設に係る届出となります。今月 1 件ございます。石田の方からの届出です。場所は八幡の畑 3 筆 8777 m²の内 186.036 m²。目的は牛舎建築、駐車場、柵用単管です。工事期間は 5 年 12 月末日までとなっています。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>次に、「農地改良届」4 件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書 24 頁をご覧ください。農地改良届 4 件合計 9 筆 7582 m²でございます。</p> <p>1 件目です。申請者が市野沢の方で、土地の表示は市野沢の田 1642 m²です。次に改良目的といたしまして、盛土整形水田として効率利用するためということで、土質は粘性土等で土量が 200 m³。期間は令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までとするものです。</p> <p>2 件目です。申請者が新穂長畝の方で、土地の表示は新穂長畝の田 3 筆 2543 m²です。次に改良目的といたしまして、盛土整形し、畑として効率利用するためということで、土質はレキ混じり土等で土量が 3000 m³。期間は令和 5 年 7 月 18 日から令和 6 年 3 月 31 日までとするものです。</p> <p>3 件目です。申請者が新穂青木の方で、土地の表示は新穂田野沢田 2 筆 867 m²です。次に改良目的といたしまして、盛土整形し、果樹畑として効率利用するためということで、土質はレキ混じり土等で土量が 433 m³。期間は令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までとするものです。</p> <p>4 件目です。申請者が羽茂本郷の方で、土地の表示は羽茂本郷の田 3 筆 2530 m²です。次に改良目的といたしまして、盛土整形し、畑として効率利用するためということで、土質は粘性土等で土量が 2500 m³。期間は令和 5 年 8 月 10 日から令和 6 年 8 月 9 日までとするものです。すべて協議報告書の記載委員と現地確認済です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>

	(意見、質問なし)
議 長	意見、質問ないようですので、次に「認定農業者について」事務局から説明をお願いします。
事務局	認定農業者について報告いたします。議案書は 26 頁から 28 頁までです。7 月 12 日審査分 40 件、8 月 8 日審査分 11 件、合計 51 件です。内訳は、新規認定が 1 件、認定期間終了後長期間が経過したことによる新規認定扱いが 2 件、再認定が 48 件となっています。説明は以上です。
議 長	次に、「農地法第 18 条の規定による通知について」事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第 18 条通知は、貸借契約について、理由が生じたため所有者と耕作者が合意のうえ、契約途中で解消するものです。議案書は 29 頁から 35 頁までです。今月は 13 件。うち、受け手が不在となる利用調整案件が 5 件ありますので、受け手探しについてご協力をお願いいたします。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議 長	意見、質問ないようですので、農地部会所掌案件における協議・報告事項は終わりました。協議報告事項 5 件については、ご承知いただきたいと思えます。それでは、次に、議案第 8 号の審議に入らせていただきます。「議案第 8 号 農地移動適正化あっせん基準の変更について」を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	農地移動適正化あっせん基準の変更について説明いたします。このあっせん基準は、農業委員会から農地の受け手や買い手を探して所有者に紹介する場合の基準になるもので、全国の農業委員会で定められております。このたび、農業経営基盤強化促進法の改正にあわせて、あっせん基準の根拠となる国の要領の一部改正が行われたことから、市のあっせん基準の変更を行うものです。説明は以上です。
議 長	それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いします。
	(意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。議案第 8 号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 8 号 農地移動適正化あっせん基準の変更について」原案のとおり決定することにいたします。これをもちまして、

<p>議長</p> <p>局長</p> <p>佐々木会長職務 代理者</p>	<p>日程第2「議事」を終了いたします。</p> <p>それでは、次に、日程第3「協議・報告事項」に移ります。</p> <p>(1) 佐渡市農業委員会組織・体制、担当地域一覧及び推進委員担当地域一覧の配布について</p> <p>(2) 広報・研修委員会の報告について</p> <p>(3) 農政振興部会の報告について</p> <p>(4) 地域計画策定に係る農業経営意向調査の実施について</p> <p>(5) 令和5年度巡回農事相談事業の実施について</p> <p>(6) 令和5年度第2回農地パトロールの実施について</p> <p>(7) J A推薦委員からの連絡事項等について</p> <p>(8) 会務報告・会務予定について</p> <p>(9) その他</p> <p>それでは、以上で、日程第3「協議・報告事項」を終了いたします。これをもって、議事日程記載の案件は、すべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p> <p>皆さまには慎重審議をいただき、大変ありがとうございました。それでは、終わりに、佐々木会長職務代理者より、ご挨拶を申し上げます。</p> <p>(閉会のあいさつ)</p>
--	---

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議長 24番 金田 勝廣

署名委員 3番 森田 聡

署名委員 4番 民部 猛